

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 門真寝屋川（二）増補幹線特殊人孔（2）
受電設備補修工事

2. 随意契約理由

本補修は、門真寝屋川（二）増補幹線特殊人孔（2）に設置されている受電設備について緊急補修を行うものです。

令和4年1月13日自家用電気工作物保安業務の点検の結果、受電設備の動作値で基準値を外れた値を確認した為、早急に補修する必要があります。

関西日立株式会社は、同機器の設計、製作した株式会社日立製作所の大府域での唯一の補修工事会社であり、必要な機器の手配を迅速に行うことができ、早期の復旧が可能です。

以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。